

2019年10月11日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合  
中央執行委員長 駒込 武

団体交渉申入

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。早急にご準備いただきますよう、お願いいたします。また、交渉日までに文書による一次回答をご提示いただきますよう要請いたします。

**【要求事項】** 2018年5月13日に京都大学法人が撤去した職員組合の看板を元の状態に復すること(2019年2月22日団体交渉の継続案件)。

## 【要求趣旨】

2019年2月22日の本件にかかる団体交渉における森田理事の次の回答について異議を述べる。

### 《回答引用1》

“正確に言うと、国立大学法人京都大学が案内用だとか、管理用に設置しているもの、これについては出来る限り条例を守る努力義務がかかっているのですけれども、撤去しなければならない、というほど厳密に厳しいものではないと。他方、それ以外のもは条例違反であると。私どもは、立看板規制を制定する際には職員組合の設置されているものについては当然、どうなるのかということは十分気をつけなければいけないという認識をもっておりましたので、職員組合の出されているものについても京都市に問い合わせましたけれども、それも含めて条例違反であるという風に京都市からは聞いたところでございます。”

### 《回答引用2》

“例えば本部構内図…、大学が立てている、正門のところに例えばありますけれども、本部構内図という建物の配置図の様なものを出しているのです。それから、「バイク進入禁止」だとか「教育・研究環境を阻害する様な立ち入りは禁止」だとかそういう管理用の表示も出しております。そういった大学として出しているもので上に上限を超えているという風にしか説明を受けていないところであります。”

こうした森田理事の回答について、私たちは本年4月18日に京都市都市計画局に訪問して聞き取り調査を行った。同局担当者の回答を要約すると

- ① 百万遍に掲出されていた複数の立看板の総体として条例に違反した状態にあると伝えたが、個別の看板について条例に違反しているかどうかの指摘はしていない。
- ② 京都市としては総体として条例基準の範囲に収められていればよく、表示される看板の価値判断はしない。京都大学法人が職員組合の看板の掲出を認め、それを含めて基準内に収まっているのであれば、それについて何か申し上げる立場にない。
- ③ 「バイク進入禁止」などの表示は管理表示であるので 15 m<sup>2</sup>の規制には算入しない。京都大学本部キャンパスの場合、15 m<sup>2</sup>とは別に管理表示は 30 m<sup>2</sup>まで掲出可能である。

①については虚偽の回答または誤認情報に基づいた回答をしていたことになる。②については、さらに大きな問題がある。2017年秋以降の京都市の指導を理由とした立看板にかかる京都大学法人から職員組合への一連の説明において、条例で許容される 15 m<sup>2</sup>の中に職員組合の看板も含め得るという情報を一切示さずに、キャンパス外構に掲出している職員組合の看板を全て撤去することを求めている。加えて、③にあるように 15 m<sup>2</sup>に算入すべきでない管理表示を含めて条例違反の状態にあると説明していた。

理事は前回の交渉で、キャンパス内側に具体的な代替設置場所を職員組合に提案し、それに職員組合が応じなかった云々の主張をしていた。しかし、そもそもの要因である条例の規制について虚偽または誤認した条件に基づいた説明を職員組合に行ってきたことが明らかになった。こうしたことから、職員組合の看板を京大法人が強制撤去せざるを得なかったとする釈明を認めることはできない。よって、まずは職員組合の看板を強制撤去前の状態に復した上、一からの交渉をもとめるものである。